

第1章 第3期高知県教育振興基本計画の策定について

1 第3期計画の位置付け

この第3期高知県教育振興基本計画（以下「第3期計画」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めたものです。

第3期計画では、平成28年3月策定の第2期高知県教育振興基本計画に基づく取組の成果や課題、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規定に基づき令和2年3月に定められた本県の「第2期教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「第2期大綱」という。）の内容等を踏まえて、高知県教育委員会が所管する施策の具体的な事業計画（何を、いつ、誰が、どのような形で実施していくのか）までを定めました。

2 第3期計画の期間

第3期計画の期間は、第2期大綱の期間に合わせて、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

3 第3期計画の進捗管理

第3期計画に掲げた施策の進捗状況等については、第3章の基本目標の達成状況や第5章の施策群ごとの指標を毎年度点検・検証しながら、高知県教育振興基本計画推進会議において協議、確認を行います。

なお、第3期計画に定める施策等については、国の教育改革の動向や施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行います。